**令和８年（フ）第１８５１号**
名古屋市緑区姥子山３丁目305番地　宝マンション姥子山505号
債務者　伊奈　藍美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１９１７号**
名古屋市中川区柳川町１番18号　プレンティ金山Ａ３号
債務者　本多　志帆
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２２６４号**
名古屋市南区豊田３丁目３番24号　松本マンション204号
債務者　黒島　貴之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３５７号**
名古屋市千種区春里町２丁目40番地　県営春里住宅１―202号
債務者　長谷川由紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３６２号**
名古屋市西区南堀越１丁目５番23号　服部ハイツ101号
債務者　湊　　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３７０号**
愛知県常滑市西之口４丁目11番地の17
債務者　林　　揚介
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３９４号**
愛知県愛西市町方町南堤外69番地29
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３９８号**
名古屋市中区新栄１丁目31番11号　寿秀ハウスセカンド802号
債務者　森末　尊仁
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２４２０号**
愛知県津島市愛宕町９丁目51番地１　ビレッジハウス愛宕３棟205号
債務者　吉良　孝二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２５３１号**
愛知県半田市青山１丁目７番地の３　ベルテ21　ＭＩＵＲＡ　703号
債務者　山口まどか
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２５４５号**
名古屋市南区丹後通１丁目１番地の16　丹後荘402号
債務者　武本　喜子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２６２０号**
愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5811番地１　ＣＡＳＡ旭Ａ―103
債務者　岸本　賢太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２６５８号**
名古屋市港区高木町５丁目30番地　グランディール301号
債務者　小野希美映
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２６７６号**
名古屋市昭和区桜山町５丁目95番地の１　レナジア桜山307号
債務者　山谷　孝輔
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２７１２号**
名古屋市港区当知３丁目3302番地　シェモア当知501号
債務者　木下　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第７４４号**
埼玉県所沢市大字下安松883番地の１　サン・メゾン201、前住所埼玉県所沢市南住吉15番７―203号　メゾン高草木
債務者　野田奈津実
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（フ）第７７０号**
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目11番503号
債務者　髙瀬かおる
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**令和８年（フ）第８０３号**
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘五丁目３番11―103号　ヒルサイドテラス・鶴ヶ島
債務者　森下　翠菜
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部